特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和6年3月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく、被保険者に係る申請等に関する事務、被保険者証・認定証に関する事務、保険給付に関する事務など 地方税法に基づく、国民健康保険税の賦課事務や調査等に関する事務 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①国民健康保険被保険者の資格に関すること ②国民健康保険給付に関すること ③国民健康保険の保健事業に関すること ④出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること ⑤国民健康保険税に関すること ⑥オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務に関すること
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、MISALIO国保、スマート窓口システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第16、30、101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第16、24、74条 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120,121項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2の2,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3,59の4条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 27,42,43,44,45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20,25,25の2,26条 ＜オンライン資格確認の準備行為＞ 番号法附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項（連合会又は支払基金への事務の委託）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部国保医療課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4594

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.17.26.27.29.30.33.39.42.58.62.80.87.93.97.106項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.5.19.20.25.33.43.46.49.53条	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62.78.80.87.93.97.106.109.120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.5.19.20.25.33.43.46.49.53条	事後	
平成29年4月28日	Ⅰ－1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム	事前	
平成30年4月1日	Ⅰ－1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム、MISALIO国保	事後	国民健康保険制度改革に伴う、新システム企画・開発による
平成30年4月1日	Ⅰ－5 ①部署	保健福祉部　保険年金課　国保年金係	保健福祉部　国保医療課　国民健康保険係	事後	機構改革による部署名変更に伴う
平成30年4月1日	Ⅰ－5 ②所属長	保険年金課長　澤田　英之	国保医療課長　澤田　英之	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成30年4月1日	Ⅰ－8 連絡先	保健福祉部　保険年金課	保健福祉部　国保医療課	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成31年4月1日	Ⅰ－8 連絡先	電話　046（235）4596	電話　046（235）4594	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ－5 ①部署	保健福祉部　保険年金課　国保年金係	保健福祉部　国保医療課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠	②【別表第二における情報照会の根拠】 42.43.44.45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25.26条	②【別表第二における情報照会の根拠】 27.42.43.44.45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20.25.26条	事後	
令和1年6月1日	全般	－	新様式に合わせて変更	事後	
令和2年10月23日	Ⅰ－1 ②事務の概要		（項目の追加） ⑥オンライン資格確認等システムの稼働に向けた準備としての資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務に関すること	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月23日	Ⅰ－1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム、MISALIO国保	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、MISALIO国保	事後	
令和2年10月23日	Ⅰ－3 法令上の根拠		（項目の追加） 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年10月23日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠		（項目の追加） 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	事前	
令和2年10月23日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠		（項目の追加） ＜オンライン資格確認の準備行為＞ 番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	事前	
令和4年1月25日	Ⅱ－1 1．対象人数　いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ－2 2．取扱者数　いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅰ－4 ②法令上の根拠	国民健康保険法第113条の3第1項及び2項	国民健康保険法第113条の3第1項及び2項 （連合会又は支払基金への事務の委託）	事後	文言追記
令和4年9月20日	Ⅱ－1 1．対象人数　いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱ－2 2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年3月25日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第16、30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第16.24条	番号法第9条第1項　別表第一の第16、30、101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第16、24、74条	事後	公金受取口座運用に伴う改正及び文言追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月25日	Ⅰ-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.29.30.33.39.42.58.62.78.80.87.93.97.106.109.120項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4.5.19.20.25.33.43.46.49.53条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 42.43.44.45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第25.26条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120,121項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1,2,3,4,5,8,10の2,11の2,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2の2,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3,59の4条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 27,42,43,44,45項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第20,25,25の2,26条	事後	公金受取口座運用に伴う改正及び文言追記
令和6年3月25日	Ⅰ-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、MISALIO国保、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、MISALIO国保、スマート窓口システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年3月25日	Ⅱ－1 1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月25日	Ⅱ－2 2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	